

科目コード A&F021227

科目名	税法 I Tax Law I		選択	2 単位
学期・曜日・時限	春・月・3 限	春・月・6 限	-	-
担当教員名	鈴木 悠哉	e-mail		
講義形式	ハイフレックス（教員は講義室から講義を実施） ※対面履修生は全回講義室から参加			

<講義の概要と目的>

第二次世界大戦後のわが国租税法は「課税要件法」の研究を中心とした。すなわち、各種租税法令の定めを租税債務という公法上の債務が発生するための要件として捉え、目の前の事実関係が当該要件との関連でいかなる租税負担を生じさせるのかが最大の関心事となったのである。具体的には、ある経済活動から誰が、いつ、どのような（いくばくの）租税を、どこで、どのように納める義務を負うこととなるのかについて司法判断や行政争訟が蓄積し、そこでは課税要件を形作る租税法令の解釈とその当てはめが広く検討の対象となった。私的部門を源泉とする富の一部を国庫に移すという税の性格上、租税法令の多くが民商法をはじめとした私法の影響を受けて成立し、具体的な文言解釈の度に私法を参照することが必要となる。反面、租税法令が現実における生の事実をそのまま課税要件に取り込んでいる傾向も観察できる。このように、租税法令の解釈という論点は借用概念論をはじめとした私法準拠主義と経済的実質主義の狭間で成熟していったのである。

租税法の研究が「課税要件法」を中心に深化するに伴い租税法が他の法分野とは独立した学問体系として発展していったことは、いまや共通認識となっている。すなわち、租税法は国家・地方公共団体と私人との緊張関係を前提とした公法分野に位置するが故に、従来は行政法学の影響の下、確定した税額の納付・徴収に関する手続や税務調査という行政行為に関心が集まった。この点、前述の通り課税要件との関連では広く私法の影響を考慮する必要があるため租税法は純然たる公法の一分野であるにとどまらない。一方、課税所得の算定との関連では帳簿組織に基づく継続的な期間損益計算を行う会計主体を前提とするのみではない。相続や贈与といった偶発性の高い事象から生じる利得や従属的役務提供に基づく報酬も納税義務を発生させる要因であることは言を俟たないであろう。

この講義は、戦後のわが国租税法が「課税要件法」の研究を主軸として展開していったという歴史的事実に鑑み、所得税法を中心とした実体租税法に基づく納税義務の成立過程を検討することを目的とする。起業家を目指して本学に入学した諸氏は修了後、私人による公法行為の一環である確定申告を通じて税の存在を日常的に感じる事となるが故に、公共サービスの財源たる経済的負担としてどのようなものが相応しいかを常日頃から考える事となる。民主主義の良き担い手として生きていくという宿命を負った諸氏の履修を大いに歓迎したい。

<到達目標>

- 1) わたしたちは、なぜ、税をおさめ、負担するのか、という問いに対し、自分の言葉で答えることができるようになる。
- 2) 各種経済活動からどのような税負担(所得税)が生じるのかを法に照らして理解できるようになる。
- 3) 裁判例に触れることで法的思考に慣れる。

<アクティブ・ラーニング要素>

2回目以降、講義の最後に、毎回、課題を課す。履修者はA4用紙片面一枚以内で当該課題に対する解答を作成の上、次回の講義開始時までに所定の方法により提出すること。

<講義計画>

※講義の進行状況によっては変更する場合がある。

1回目：開講

・要点：シラバスに基づき講義の概要を確認したあと、講義の全体像を示す。

2回目：税法概論(1)

・要点：「税」を「法」という視点から視る必要があるのは、なぜか。この疑問に答えるべく、「税」とは何か、「法」とは何か、という疑問に対峙することで、糸口をつかむ。

3回目：税法概論(2)

・要点：「税」について、「法」は何を定めるべきか。「税」について、どのような種類の「法」が定めを置くべきなのか。「税」について、「法」の定めはどのようなものであるべきなのか。これらの問いに答えを見出すことで「税」と「法」の関係について、一歩、ふみこんで考える。

4回目：税法概論(3)

・要点：「税」に関する「法」は、どのような形で存在するのか。「税」に関する「法」は、いつ・どこに・だれに・なにに対して適用となるのか。これらの問いを中心として、税法の適用範囲という論点に検討を加える。

5回目：税法概論(4)

・要点：「税」に関する「法」は、どのように解釈すべきなのか。税負担の公平とは何を意味するのか。税法以外に「税」を取り扱う学問分野としてどのようなものがあるのか。税法という学問分野はどのような体系を有するのか。これらの問いを中心として、税法の概論講義の締めくくりとする。

6回目：所得税法(1)

・要点：わたしたちは、それぞれの「所得」に応じて、所得税をおさめることとなる。ここでいう「所得」とは何を意味するのか。この点を三回に分けて考える。第一回目はSimonsの定式に照らし、「所得」の意義を探る。

7回目：所得税法(2)

・要点：「所得」の意義との関連で、第二回目は米国のMacomber事件(1920年)を題材とし、いわゆる「実現原則」がどのような意味を持つのかを考える。

8回目：所得税法(3)

・要点：「所得」の意義との関連で、第三回目は、いわゆる「帰属所得」は「所得」を構成するのか、さらには、何らかの違法性を帯びた収益は所得税の課税対象か、を考える。

9回目：所得税法(4)

・要点：今回からは、わが国の所得税法の定めを参照しつつ、関連する裁判例を検討していく。まずは、いつ・だれが・なにに対して所得税をおさめる義務を負うのかを概観する。

10回目：所得税法(5)

・要点：上述の「なに」について、一歩、ふみこんで考える。所得税法上、「所得の金額」をどのよう

に算定することになっているのかを概観する。

11 回目：所得税法 (6)

・要点：「所得の金額」を算定する上で、所得税法は、「所得」を十種類に区分し、それぞれの類型毎に「所得」の金額を算定することを、最終的な税額の算定上、前提としている。今回からは、この点について考えていく。初回は、このような類型を定めることの意義を概観することでこの論点の重要性を確認した上で、「利子所得」及び「配当所得」を概観する。

12 回目：所得税法 (7)

・要点：「給与所得」及び「退職所得」を概観する。

13 回目：所得税法 (8)

・要点：「事業所得」を概観したあと、「給与所得」との区分について考える。

14 回目：所得税法 (9)

・要点：「不動産所得」及び「譲渡所得」を概観したあと、両者の区分について考える。

15 回目：所得税法 (10)

・要点：「山林所得」、「一時所得」及び「雑所得」を概観したあと、所得税法に基づく税額の算定方法を一瞥する。

<講義の進め方>

税法の入門講義ということで、担当教員の講義を中心に進める。もっとも、<アクティブ・ラーニング要素>に記したように、履修者の能動的な関与を単位取得の要件とするので、いわゆる受け身の姿勢では芳しい成果は得られない。

<事前事後学習内容>

各回の講義内容を確実に定着させるようにすること。
あと、毎回の講義終了時に、後述のケースブックから次回の講義内容と関連する箇所を指定するので、指定箇所を事前に読み込んだ上で講義に参加するのが望ましい。

<予習・復習時間>

各回の課題及びケースブックの読み込みに最低でも4時間はかかると考えてもらいたい。

<教科書及び教材>

教科書は使用しない。講義においては、担当教員がPowerPointのスライドを作成し、適宜、必要資料を配付する。これらは講義終了後、Microsoft Teamsの講義用「クラス」にアップロードする。
あと、予習用の教材として、金子宏ほか編著『ケースブック租税法[第6版]』（弘文堂，2023）を指定する。

<参考書>

金子宏『租税法[第24版]』（弘文堂，2021）。
清永敬次『税法[新装版]』（ミネルヴァ書房，2013）。
谷口勢津夫『税法基本講義[第7版]』（弘文堂，2021）。
谷口勢津夫ほか『基礎から学べる租税法[第3版]』（弘文堂，2022）。
増井良啓『租税法入門[第3版]』（有斐閣，2023）。

◎もっぱら所得税法に関連するものとして、

佐藤英明『スタンダード所得税法[第4版]』（弘文堂，2024）。

注解所得税法研究会編『注解所得税法[六訂版]』（大蔵財務協会，2019）。

なお、法令集として、所得税法（同施行令・施行規則）及び租税特別措置法（同施行令・施行規則）が掲載してあるものを用意すること。法令集の該当箇所のコピーを持参するか、あるいは、「電子政府の総合窓口」等のウェブ・サイトを随時閲覧するということでも構わない。

<成績評価方法>

以下の三点を合計の上、60%以上の得点を単位取得の要件とする。

1) 各回の課題：45%

詳細は<アクティブ・ラーニング要素>を参照のこと。

2) 期末レポート：45%

15回目の最後に「設問」を発表する。これに対し、A4用紙片面二枚以内で解答を作成の上、後日発表する方法で提出すること。

3) 発言等、講義への貢献度：10%

※期末試験は行わない。

なお、欠席が6回以上となった履修者は、成績評価の対象としない。

<課題(試験やレポート等)に対するフィードバック方法>

各回の「課題」については、次回の講義のはじめで解答のポイントを解説する。

「期末レポート」については、春学期の成績発表の後、講義用「クラス」において出題の趣旨と採点実感を公表する。

<履修条件>

特になし。

なお、「税理士(税法)プログラム[旧：税法演習]」に所属する院生は、1年次にこの講義を必ず履修すること。

<ディプロマポリシーとの関連>

アントレプレナーシップ発揮に必要な専門的かつ実践的知識の学修に該当。

<録画映像の視聴> 可

<オフィスアワー>

月曜日 5限

<その他>

税法を正確に理解するには、おなじ公法に属する憲法・行政法や、民法・会社法といった私法に関する知識が必要となる。この点に自信がない履修者は、『有斐閣Sシリーズ』等を用いて、適宜、知識を補っておくこと。